

制限外けん引の許可申請手続について

他の車両をけん引する場合で、自動二輪車及び小型特殊自動車は1台、その他の自動車は2台を超えて車両をけん引する場合や、けん引する車両の前端からけん引される車両の後端までの長さが25mを超える場合には、公安委員会の制限外けん引の許可が必要となります。

申請方法

1 申請書及び必要書類各2通を出発地を管轄する警察署（他府県からの輸送は、大阪府での最初の経路を管轄する警察署）の交通課窓口へ提出してください。

また、警察庁ホームページからオンライン申請が可能です。

オンラインによる申請は以下の要件に該当する申請のみ受け付けています。

○ 過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち、

- ・ 許可を受けた期間の変更（例：期間の延長、日時の変更）の申請
- ・ 運転者の追加又は変更の申請
- ・ 車両の諸元・構造・車種が同一のものへの変更の申請

○ 許可期間を除き、過去に許可を受けた申請と同一の申請

これらの申請に該当する場合は警察庁ホームページを通じて、申請先警察署等へオンラインによる申請が可能です。

オンラインによる申請後は、許可証の交付等のため、申請先警察署へ来署していただく必要があります。

2 必要書類は、

- 運行経路図
- けん引時の車両諸元がわかる図面
- 自動車検査証の写し

等です。

詳しくは、申請先警察署の交通課までお問い合わせください。

3 申請から許可証の交付まで、10日間（行政庁の休日を除く）ほどかかります。

4 車両の大きさ等により、この許可の他に道路管理者の許可や、運輸局長の車両保安基準の緩和認定が必要な場合があります。

5 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当分の間、警察署の交通課窓口での申請の場合は、許可証の交付を郵送で行うことができます。

交付の郵送を希望される方は、申請先警察署等の交通課窓口へ申請書等を提出される際、必要事項（郵便番号やお届け先住所等）を記載したレターパックプラス（郵便局やコンビニにて購入可能）をご持参ください。

郵送による交付の際に、許可証の書類がレターパックプラス内に収まらない場合や、許可開始日までに許可証が到着しないおそれのある場合等は、通常どおり交通課窓口で交付を受けてください。

※注意事項※

申請内容によっては、許可できない場合や、時間、区間、方法等の変更をお願いすることもあります。また、上記に記載した許可証の交付予定日数より、審査等に日時を要する場合がありますので、早めの相談、申請をお願いします。

申請書の様式を掲出してありますが、警察署等の交通課窓口へ申請書を用意していますので、ご希望の方は窓口にお申し出ください。

お問い合わせ、事前相談は申請先警察署等の交通課窓口までお申し出ください。